# 令和6年度報酬改定資料(訪問系サービス事業所編)

# 令和6年度報酬改定に関する概要について

世田谷区役所 障害福祉部 障害施策推進課

# はじめに

2

本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討 チーム資料等を基に、世田谷区内の訪問系サービ ス事業所に向けて、訪問系サービスの報酬改定に 係る主な改定事項をまとめた資料です。

「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉 サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成 しています。詳細については、厚生労働省の障害 福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧 ください。

本資料は、令和6年2月時点作成のものです。 最新情報は厚生労働省ホームページをご確認くだ さい。

資料中に記載のページ数は「資料2 令和6年 度障害福祉サービス等報酬改定の概要」のページ 数です。



- ・厚生労働省のホームページです。
- ・障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検索

Q 検索

# 1. 居宅介護

# ①居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し (P.20)

・特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児(重症心身障害児、医療的ケア児)への対応」を追加する。

## ≪居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算(I)(①~③のすべてに適合)所定単位数の20%に加算
- ·/特定事業所加算(Ⅱ) (①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ) (①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(IV) (①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

## ≪居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

## [現行]

- ①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)
- ②良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

#### [見直し後]

- ①及び② (略)
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身 障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心 身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上)
- ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

# ②居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者 とする暫定措置の廃止(P.21)

・居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

※あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。

## ③通院等介助等の対象要件の見直し(P.21)

・居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

≪通院等介助等の対象要件の見直し≫

#### [現行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

#### [見直し後]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

# ①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大 (P.22)

・入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、 障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする 障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

≪入院中の重度訪問介護利用の対象拡大≫

#### [現行]

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

#### 「見直し後〕

<u>区分4以上</u>に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、(中略)所定単位数を算定する。

# ②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉 の連携した支援への評価 (P.22~23)

・重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、 重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介 護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

## 《入院時支援連携加算【新設】》 300単位/回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、 当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所 が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所 定単位数を加算する。

## ③熟練従業者による同行支援の見直し(P.23)

- ・重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者 及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- ・医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

## ≪熟練従業者による同行支援の見直し≫ (P.23)

#### [現行]

・障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

## [見直し後]

- ・障害支援区分6の利用者に対し、(中略)当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- ・指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

11

# 3. 同行援護

# ①同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し (P.23)

・専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の 「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同 行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

≪同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算(I)(①~③のすべてに適合)所定単位数の20%に加算
- ・特定事業所加算(Ⅱ) (①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ) (①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(IV) (①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

#### ≪同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫ (P.24)

## [現行]

- ①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)
- ②良質な人材の確保
- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

## ≪同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫ (P.24)

#### [見直し後]

- ① (略)
- ②良質な人材の確保
- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
- ・ 向行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修 ア者等30%以上
- ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者20%以上
- ③及び④ (略)

# 4. 行動援護

14

①短時間の支援の評価 (P.24)

- ・行動援護において強度行動障害を有する者の二一ズに応じた専門的な支援 を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援に ついては見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行う。
- →「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」 (別紙1)参照

## ②行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し (P.25)

- ・加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての 医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を 修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

## ≪行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位 数に加算する。

- ・特定事業所加算(I)(①~③のすべてに適合)所定単位数の20%に加算
- ・特定事業所加算(Ⅱ) (①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ) (①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・特定事業所加算(IV)(①及び④に適合)所定単位数の5%を加算

## ≪行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫ (P.25)

## [現行]

- ①サービス提供体制の整備
- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ②良質な人材の確保
- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

## ≪行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫ (P.25~26)

#### [見直し後]

- ①サービス提供体制の整備
- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に 対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に 関する必要な情報の提供を受けていること。
- ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。
- ②良質な人材の確保
- ・介護福祉士の割合30%以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上
- ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び<u>行動関連項目</u> 合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上)
- ④ (略)

③行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の 延長(P.26)

・行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

# 5. 重度障支援害者等包括支援

# ①強度行動障害を有する児者などに対する支援 (P.26~27)

- ・行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の 高い支援の実施として評価を行う。
- ・複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集 して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

## 《有資格者支援加算【新設】》 60単位/日

・居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした従業者が、 利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算 する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援 護を提供した場合に限る。

## 《外部連携支援加算【新設】》200単位/回

・指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けた事業者の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

# 6. 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し (P.27)

- ・居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- ・重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。
- ≪訪問系サービスの国庫負担基準の見直し≫
- ○居宅介護利用者

#### [現行]

- · 障害支援区分<u>13,040単位</u>(6,280単位)
- · 障害支援区分<u>23,930単位</u>(7,130単位)
- ·障害支援区分<u>35,770単位</u>(9,010単位)
- · 障害支援区分 4 10,850単位(14,040単位)
- · 障害支援区分<u>517,380</u>単位(20,570単位)
- ·**/**障害支援区分<u>625,000単位</u>(28,230単位)
- · 障害児 <u>9,750単位</u>(13,010単位)
- ※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

#### [見直し後]

- ·障害支援区分<u>13,100単位</u>(6,410単位)
- ·障害支援区分<u>24,010単位</u>(7,270単位)
- ·障害支援区分35,890単位(9,190単位)
- ・障害支援区分411,070単位(14,320単位)
- ·障害支援区分<u>517,730</u>单位(20,980单位)
- ・障害支援区分625,500単位(28,800単位)
- ·障害児 <u>9,950単位</u>(13,270単位)
- ※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

#### 介護保険対象者

- · 障害支援区分 5 1,100単位
- ・障害支援区分61,810単位

## ≪訪問系サービスの国庫負担基準の見直し≫ (P.28)

#### ○重度訪問介護利用者

#### [現行]

- · 障害支援区分 4 28,430単位
- · 障害支援区分<u>535,630</u>単位
- · 障害支援区分<u>650,800単位</u> 介護保険対象者17,340単位

#### [見直し後]

- ・障害支援区分428,940単位
- ·障害支援区分<u>536,270単位</u>
- ・障害支援区分<u>6 62,050単位</u> 介護保険対象者
- ・ 障害支援区分 4 14,620単位
- · 障害支援区分 5 15,290単位
- ·障害支援区分622,910単位

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.8) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

- (1)経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
  - ・各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。
    - → 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善
- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。(経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。)
- ・就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。(福祉・介護職員への配分を 基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認め る。)
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
  - 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.8~10) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

③地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

≪緊急時対応加算の見直し≫(居宅介護の例)

## [現衍]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

#### [見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.12) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (6) 意思決定支援の推進

- ①相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の**意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記する**とともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ②相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び 個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の 参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

## (力) 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性 介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握 するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.12~13) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (8) 障害者虐待防止の推進

- ①令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
  - ②指定基準の解釈通知において、
- ・虐待防止委員会(身体拘束適正化委員会を含む。)において、外部の第三者や専門家の活用 に努めることや、
- ・**障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者**が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

## 《虐待防止措置未実施減算【新設】》

- 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
- ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
  - ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
  - ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.13) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (9) 身体拘束等の適正化の推進

- ①施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
  - ②訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。
- ≪身体拘束廃止未実施減算の見直し≫

#### [現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

#### [見真し後]

(施設・居住系サービス)※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス)※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ※1障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入 所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
- ※2居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練 (宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.13~14) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (10) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

#### (12) 人員基準における両立支援への配慮等

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各 サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、 以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って 事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算 上も1(常勤)と扱うことを認める。

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項(P.14~15) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等
- ①管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等(介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。)の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ②管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生心ない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
  - ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ 対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしてい ること。
- また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。
- ③障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.15~16) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

#### 《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

#### (減算単位)

#### 所定単位数の1%を減算

(対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.17~18) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (16) 情報公表未報告の事業所への対応

- ①利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- ②また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

#### 《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位 数を減算する。

#### 所定単位数の5%を減算

(対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

#### 《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 7. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項 (P.18) 【訪問系サービス関連部分のみ抜粋】

#### (17) 地域区分の見直し

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置(平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの)を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める(令和8年度末までの適用)。

→「地域区分の見直しについて」 (別紙3)参照